

細則 8-1

(公社) 全日本小品盆栽協会 入会金及び会費規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人全日本小品盆栽協会「定款」第3章、第8条の規定に基づき、入会金及び会費を次のとおり定める。

(入会金)

第2条 協会員の入会金は次のとおりとする。

(1) 正会員	「認定会」所属	3,000円
	個人	3,000円
	ファミリー	3,000円
	海外居住者	5,000円
(2) プレミアム正会員		3,000円
	海外居住者	5,000円
(3) 終身会員	個人	500,000円
(4) 賛助会員	個人	6,000円
	法人・団体	60,000円
(5) 名誉会員		不要

(会費)

第3条 会費は年会費とし、次のとおりとする。ただし、プレミアム会員は10年分として一括払いとする。

(1) 正会員	「認定会」所属	12,000円 (助成金10%あり)
	個人	12,000円
	ファミリー	3,000円
	海外居住者	15,000円 (ただし、特典の配布物の送付先が日本国内にある場合に限り、12,000円とする)
(2) プレミアム正会員		110,000円
	海外居住者	140,000円
(3) 終身会員	個人	不要
(4) 賛助会員	個人	20,000円
	法人・団体	随時契約
(5) 名誉会員		不要

(入会金及び会費の納入)

第4条 入会金及び会費の納入は次のとおりとする。

- (1) 入会金は、入会時に納入するものとする
- (2) 初年度の会費は、入会時に納入するものとする  
2年目以降（プレミアム会員は11年目以降10年毎）の会費は毎年2月1日より3月末日迄に一括納入するものとする
- (3) 会費納入に遅滞有るときは、6ヶ月以上の遅滞をもって除名とするが、6ヶ月以内の遅滞は納入日までを休会扱いとし、その期間は会員資格を停止する  
会員資格が停止中に発行された機関誌等は受け取ることが出来ない
- (4) 「認定会」所属会員の会費は、会長が「認定会」会員全員の会費を一括して納入のこと、ただし会費納入に遅滞有るときは助成金は支給しない。
- (5) ファミリー会員の助成金は支給しない。
- (6) プレミアム会員への助成金は一年ごとに支給する。

(細則)

第5条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が業務執行理事と協議して別に定める。

附則：

この規程は、平成23年4月1日公益社団法人設立登記をもって施行する。

この規程は、令和2年7月1日をもって改定施行する。